

魅力ある観光地域づくり支援事業補助金

本県の魅力ある地域資源等を活用した新たな旅行商品の造成、観光地の周遊を促進するバスツアーの運行等、宿泊者数や観光消費額の増加が見込まれる事業を支援します。

	対象事業	事業者	補助率	補助上限	事業期間	受付期間
(1) 地域資源を活用した旅行商品の造成支援事業	<p>地域資源を活用した新たな旅行商品の造成で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>① 次のいずれかを主軸とした新規性のある取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」などの地域ならではの資源を活用した取組 ・ 「温泉」「食」などの美肌素材を活用した取組 ・ 「小泉八雲、セツのゆかりの地や作品等」を活用した取組 <p>② 県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>③ 旅行商品等として成立、定着が見込めるもの</p> <p>④ 宿泊者数や観光消費額の増加効果が見込めるもの</p> <p>⑤ 地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>	<p>① 観光地域づくり法人（DMO）</p> <p>② 観光協会</p> <p>③ 法人</p> <p>④ 法人格を持たない任意団体</p>	1 / 2	<p>上限 1,000 千円</p>	<p>交付決定日～令和9年3月5日まで ※期間内の契約及び支出に限り補助対象となります。ただし、3月5日までに全ての支払いを終え、実績報告書を提出してください。</p>	<p>5月29日 申請締切</p>
(2) 世界遺産石見銀山とその周辺地域を活用した旅行商品の造成支援事業	<p>世界遺産石見銀山とその周辺地域を活用した新たな旅行商品の造成で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>① 石見銀山やその周辺地域を活用した取組であること</p> <p>② 県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>③ 旅行商品等として成立、定着が見込めるもの</p> <p>④ 宿泊者数や観光消費額の増加効果が見込めるもの</p> <p>⑤ 地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>	<p>① 県内の市町村</p> <p>② 観光地域づくり法人（DMO）</p> <p>③ 観光協会</p> <p>④ 法人</p> <p>⑤ 法人格を持たない任意団体</p>	2 / 3			
(3) 広域周遊バス等運行支援事業	<p>観光客に島根の魅力を伝えることができるような演出をし、観光客の周遊を促進するツアーバス（有料バス）や、観光タクシー等の運行事業で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>① 主な運行ルートが複数の市町村を周遊するもの（隠岐地区は除く）</p> <p>② イベント等の際の臨時的な事業ではないこと</p>	<p>① 県内の市町村</p> <p>② 観光地域づくり法人（DMO）</p> <p>③ 観光協会</p> <p>④ 法人</p> <p>⑤ 法人格を持たない任意団体</p>	1 / 2	<p>上限 2,000 千円</p>	<p>交付決定日～令和9年3月5日まで ※期間内の契約及び支出に限り補助対象となります。ただし、3月5日までに全ての支払いを終え、実績報告書を提出してください。</p>	<p>随時</p>
(4) JR観光列車のおもてなし支援事業	<p>JR観光列車の停車駅で地元自治体が行う乗客向けのおもてなし事業</p> <p>※なお、以下の観点を意識した事業内容となるよう留意すること。</p> <p>① 沿線地域の魅力を伝えることができるような内容であること</p> <p>② 観光消費額の増加効果が見込めるもの</p>	<p>① 市町村</p> <p>② 観光協会</p>		<p>上限 500 千円</p>		

補助対象経費の例と補助上限

対象経費	経費の例
委託料	専門家からの意見聴取（事業者委託）、モニターツアー運営
謝金・費用弁償	専門家からの意見聴取（個人への謝金）
材料及び消耗品費	参加者特典のノベルティ、商品造成に必要な消耗品（1件10万円未満）
食糧費	試作・試食（商品造成に必要な素材としての試食等に係るもの）
通信運搬費	送料、通信料（商品造成に必要な不可欠なものに限る）
使用料及び借上げ料	会場使用料、バスの借上げ料
印刷製本費	パンフレット・チラシ等作成
広告料	メディア・WEB等広告、メディアFAMやインフルエンサー招聘
旅行事業者への販売手数料	※広域周遊バス等運行支援事業のみ対象

主なスケジュールとお問合せ先・申請先

対象事業(1)(2)

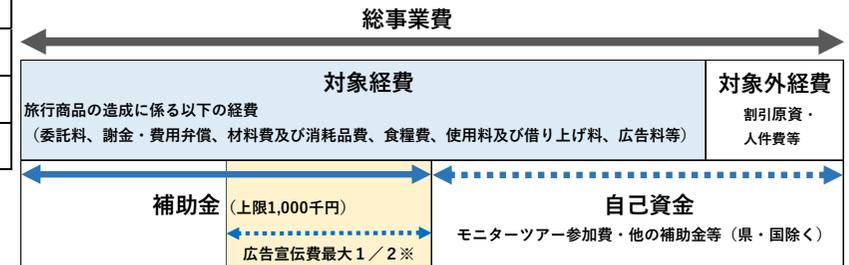
募集開始	3月31日
申請締切	5月29日 17:00 必着
事前審査	書面審査を実施します。 6月17日以降 書面審査結果および審査日程通知
審査	6月25日、26日 プレゼンテーションによる対面審査（松江会場・大田会場） ※隠岐地域の事業者等はオンライン可 ※会場および日時は書面審査結果とともに通知します。
交付決定・通知	6月下旬
実績報告書提出	3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

対象事業(3)(4)

募集開始	3月31日
申請	随時
審査	書面による随時審査
交付決定・通知	随時
実績報告書提出	3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

【旅行商品造成支援事業における経費の考え方】

造成した旅行商品の広告宣伝に係る経費は、補助金交付申請額の1/2を上限とします。
 ※広告宣伝費…造成した旅行商品の販路拡大を目的としたプロモーション等に係る経費
 ※対象経費「広告料」以外の項目でも、その内容が「広告宣伝」に該当する内容であれば「広告宣伝費」として取扱います。



【お問い合わせ先・申請先】

全県…島根県商工労働部観光振興課誘客第一係
 TEL:0852-22-6914
 メール:kankou-yukyaku@pref.shimane.lg.jp
 <対象事業>(1)~(4) すべて

隠岐…島根県隠岐支庁県民局観光振興課
 TEL:08512-2-9610
 <対象事業>(3)のみ

事業の詳細、申請様式については、島根県観光振興課HPの募集案内をご覧ください。

